

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構に置かれる部門
の組織を定める内規

平成22年 4月 1日
教授会承認

第1条 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構規則（平成22年4月1日）第7条第2項に基づき、教養教育高度化機構（以下「高度化機構」という。）に置かれる部門の組織（分野）を定めるものとする。

第2条 部門に、次に掲げる分野を置く。

部門名	分野	領域
Educational Transformation部門		
国際連携部門		
社会連携部門		
科学技術コミュニケーション部門		
Diversity & Inclusion部門	社会科学教育研究分野	
実施部門	外国語教育分野	
	教養教育専担分野	高等教育融合領域
		高等教育先端領域
		高等教育特定領域Ⅰ
		高等教育特定領域Ⅱ
		高等教育実践領域
リーディング大学院教育分野		

第3条 部門に、部門長を置く。部門長は、部門の業務を総括する。

2 部門長は、機構長が指名する。

第4条 部門に、副部門長を置くことができる。副部門長は、部門長の職務を補佐する。

2 副部門長は、部門長が指名し、高度化機構執行委員会の議を経る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。